


所管部課	子育て支援部 青少年課	部長	吉沢 寿子			
件名	東大和市立学童保育所条例の一部を改正する条例について					
		区分	○	1審議事項		2報告事項
関係事項	条例規則	東大和市立学童保育所条例施行規則				
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>新型コロナウイルス感染症感染拡大等に伴う感染機会増加の回避、保護者負担の軽減を図るため、所要の見直しを行う。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>市が公簿等により要件が確認できる場合、育成料等の減免申請を不要とし、予め減免後の金額を賦課する形式とする。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>令和3年4月1日（ただし、令和3年4月以降分に係る行為は同日前においても改正後の例により行うことができる）</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>新型コロナウイルス感染症感染拡大等に伴う感染機会増加の回避、保護者負担の軽減が図られる。また、保育料の徴収との整合性が図られる。</p>						
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課審査済み。</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、令和2年第4回東大和市議会定例会に議案として提出したい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。